

栄小学校 いじめ防止対策基本方針

1 基本方針策定の意義

いじめ防止対策推進法に基づき、本校全ての児童が安心して意欲的に学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に関する基本的な方針を定める。

2 基本方針の進め方

- (1) 社会構造に応じて変化するいじめの基本的な構図や、いじめにつながる誘因について理解する。
- (2) 日常の児童の観察を通して、自校の課題を洗い出す。
- (3) 課題に対して教育課程も含め組織的、計画的、継続的に取り組む。
- (4) 計画段階で、児童や家庭・地域の参画を得る。
- (5) 短いサイクルで評価を行い（月 1 回のいじめに関する調査）、対策を講ずる。
- (6) いじめに関する学校関係者の認識の共有と徹底を図り、基本方針の見直しと改善を図る。

3 いじめについて

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条より）

(2) いじめについての基本的な考え方

- ① いじめは絶対に許さない。いじめを助長したり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許さない。
 - ② いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、発生した場合は学校全体が一丸となって解決に向けて取り組むという姿勢をもち続ける。
 - ③ いじめの発生について、職員は事実の隠蔽や虚偽の報告はしない。
- (3) いじめの防止・対処のための組織（いじめ防止対策委員会）

① 組織・会議

I 定例会議

〈構成〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭
児童会担当・特別支援教育コーディネーター

【開催日】 生徒指導委員会と同時開催

【役 割】

- いじめ防止基本方針に基づく取組
 - ・ 年間計画の立案・実行・検証・改善
 - ・ 実態把握、具体的取組に関する検討、実施
 - ・ 解消事案についての相互確認
 - ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割

II 緊急会議

〈構成〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭
特別支援教育コーディネーター・関係学年担任

【開催日】 急を要する事案が確認された際

【役 割】 いじめに関する情報収集、分析・対応策の検討・記録

III 重大事態発生時の会議

〈構成〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭
 関係学年担任・特別支援教育コーディネーター・PTA代表
 市教育委員会担当者・(※児童相談所員)・(※警察署員)
 (※スクールカウンセラー)・(※スクールソーシャルワーカー)
 ※は必要に応じて招聘

【開催日】 重大事態の疑いがある、または認知された際

【役 割】

- 重大事態が生じた場合の緊急対応
- ・事実関係の迅速な聴取と情報の共有
- ・保護者・関係機関との連携
- ・対応方針の決定と組織的な指導・支援

IV 評価委員会

〈構成〉 「栄小学校の教育を語る会」の委員
 区長会長・保育園長・民生委員・主任児童委員・青少年相談員理事・
 警察署員・
 シニアクラブ栄地区会長・PTA代表・校長・教頭

【開催日】 年間2回（6月・2月）

【役 割】

- 基本方針に基づく取組の評価

②担当者の主な役割

担当	主な役割
管理職	・いじめ防止対策委員会の招集 ・市教育委員会への定例報告 ・重大事態の認知及び関係機関、関係者への連絡 ・(重大事態発生の場合) 市教委への経過報告 ・学校行事や学校だよりを通してのいじめ防止啓発活動推進
生徒指導担当	・毎月1回「生活アンケート」の実施 ・いじめに関する情報収集、対応策の検討・記録
教育相談担当	・「心の箱」(※相談箱)の設置及び相談窓口の周知 ・相談箱の確認(毎日)
養護教諭	・保健室と学級担任との間のパイプ役を務める ・いじめ被害児童への寄り添いと心のケアを行う
学級担任 その他の職員	・いじめは絶対に「しない」、「させない」、「見逃さない」という 雰囲気や学級・学校内に行き渡らせる。 ・アンケートや教育相談を通して、いじめの早期発見に努める ・SOSの出し方に関する教育を行う。(4月中) ・『いのち』のつながりと輝きを主題とし「考え、議論する」 ことを意識した道徳教育の推進。

5 いじめの未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ・児童一人一人の実態を適切に把握し、一人一人の良さが学級集団の中で十分に生かせるような集団作りを行う。
- ・休み時間等の児童の様子を観察し、児童間の関係を把握し、いじめの兆しを見逃さないとともに、適切な集団作りに生かす。
- ・学級内の言語環境を整え、教職員の不適切な言動がいじめや差別を助長しないよ

う、十分に配慮を行う。

(2) 生徒指導の機能を生かした授業の充実

- ・自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する、安全・安心な風土の醸成といった生徒指導の4つの機能を生かした授業を展開する。

(3) 道徳教育の充実

- ・生命を尊重する態度や生きる喜び、他に学ぶ広い心の育成等、いじめの防止に関わりの深い題材を取り上げ、いじめを許さない心を育てる授業を工夫する。
- ・年間1回、道徳の授業を公開し、保護者と共に道徳性の育成について考える機会を設定する。

(4) 特別活動の充実

- ・全校または学年を単位として、学校生活に変化と秩序を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動の工夫を図る。

(5) 体験交流活動の充実

- ・発達段階や学年の教科・領域との関連を整理した体験、交流活動を教育課程に位置づけ、違いのある他者との関わりの中から自他を尊重する意識と態度を養う。

(6) 情報モラル教育の充実

- ・情報社会での行動に責任をもつことや犯罪被害を含む危険の回避など、情報を正しく安全に利用できる意識を養う。

(7) 特別支援教育の充実

- ・特別な教育的ニーズのある児童が様々な困難さから自尊感情を低下させたり、他者との関わりに困難を来したりすることのないよう、的確な実態把握による適切な指導・支援を行う。
- ・特別な教育的ニーズに対する周囲の児童や保護者の理解を深め、一人一人の違いを認め合い、生かし合える共生社会の基盤となる資質を養う。

(8) いじめに関する職員の研修の実施

- ・いじめを受ける児童、する児童の心理等の理解
- ・職員のいじめ対応の姿勢
【いじめを許さない・正義感を強くもつ・毅然とした指導をする・いじめの発見に最大限の努力をする・些細なことも見逃さず対応する等】
- ・いじめの指導方法
【いじめの発見法、被害者が報復を受けない手立て・いじめを受けた生徒や保護者に対する支援方法・いじめを行った児童・保護者への指導法等】
- ・いじめに関する正しい理解と実践力を養う指導 等

6 いじめの早期発見のための取組

(1) 「心の箱」(※相談箱)の設置や相談窓口を児童及び保護者に周知する。

※毎日、教育相談担当者が相談箱を確認する。

	【相談窓口について】	
校内	○学級担任 ○生徒指導担当※ ○教育相談担当 ○養護教諭※ ○教頭※	※兼セクハラ 担当

校外	○「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310(なやみ言おう) ○「千葉県子どもと親のサポートセンター」 0120-415-446 saposoudan@chiba-c.ed.jp FAX 043-207-6043 ○「こどもの人権110番」千葉県方法務局人権擁護課 0120-007-110(フリーダイヤル) ※受付 10:00～16:00 (定休日:土日祝) ○「チャイルドライン千葉」 0120-99-7777(フリーダイヤル) ※受付 16:00～21:00 (定休日:日) ○「北総教育事務所東総研修所」 0479-23-5954 ※月火水金 10:00～17:00 木 13:00～17:00 ○「匝瑳市教育委員会学校教育課指導センター」 0479-72-1504	
----	--	--

(2) 毎月1回「生活アンケート」(児童用)、定期的(年3～4回)に「セクハラ体罰アンケート」(家庭用)を実施する。実施後、セクハラ担当と情報を共有し、面談や支援を行い、ファイルに保管する。なお、各種アンケートは義務教育期間保存する。

例：2015年度入学の児童のアンケートは2024年3月まで保存する。

(3) 年2回、6月と11月に教育相談週間を設け、児童との面談を行う。

(4) 毎月の職員会議の最後に全職員による児童の様子についての情報交換を行う。

7 いじめを発見した場合の対応

(1) いじめの発見・情報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格形成に主眼を置いた指導を行う。

(2) いじめの発見・情報を受けた場合の対応は、原則、「いじめ対応マニュアル」に沿って行うものとする。

(3) 指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、前掲の「重大事態発生時の会議」の構成員を招集し、外部機関との連携・協力の下、適切な解決に向けての取組を検討し対応する。

(4) いじめの解消は、いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続し、被害にあった児童が苦痛を感じていない状態とする。なお、その状態は児童・保護者との面談をもって確認する。

8 公表・評価

(1) 本基本方針は「栄小の教育を語る会」の委員に文書にて、保護者や地域住民にはホームページにて公開する。

(2) 学校評価の項目に「いじめに関する取組」の項目を盛り込み、職員・保護者・学校関係者による評価を行う。

(3) 評価結果を踏まえて、年度毎に基本方針及び生徒指導年間計画等を見直し、実態に応じた修正を加える。

いじめ対応マニュアル

学校・学級風土の健全化

定期的な調査により、いじめの誘因の発見と排除

いじめ、いじめと疑われる行為を目撃

- ・その行為を止める
- ・いじめを受けた児童の安全の確保
- ・いじめを起こした児童への対応

いじめの情報や相談（児童・保護者）

- ・真摯に対応・傾聴

いじめ防止対策委員会

- ・管理職・主任に報告
- ・事実確認の指示

事実確認

- ・学級担任等が関係する児童から事情聴取
- ・複数の職員で対応することも必要
- ・記録に残す

いじめの事実ありと認知

重大事態発生時

緊急対策委員会の立ち上げ

管理職が市教委・PTA会長・警察署・児相・SC等に連絡

速やかに対応策を検討・協議

- ・市教委に定期的な経過報告
- ・職員間の情報共有
- ・被害児童の心に寄り添う組織的対応
- ・保護者説明会の準備

いじめを受けた児童・保護者への対応

- ・いじめを受けた児童の心のケアを最優先する。
- ・担任、生徒指導主任、管理職等複数の職員で事情の説明をする。
- ・いじめ防止対策委員会のメンバーを中心に、全職員で被害児童の支援に当たる。

いじめを起こした児童・保護者への対応

- ・担任、生徒指導主任、管理職等複数の職員で事情の説明をする。
- ・保護者と連携して指導していくための協力を得る。
- ・いじめの重大さを指導する。
- ・自らの行為を振り返り、反省するとともにいじめを受けた児童への謝罪をする。
- ・関係機関と連携しながら健全育成を目指す。
- ・自尊感情を育成する具体的指導を計画的に進める。

学級・学校での対応

- ・いじめを傍観していた児童には、自分の問題として捉え、やめさせる勇気や報告をする勇気をもたせるように指導する。
- ・いじめに同調した児童には、その行為がいじめにつながっている行為であることを伝え、止める勇気をもてるように指導する。
- ・学級全体で道徳や学活等を活用していじめについて考える時間を設ける。
- ・全校集会等で全校児童にもいじめ防止について投げかけていく。
- ・いじめの誘因となるストレスの存在を確認し、これを排除する。
- ・自尊感情を育成する指導を、全教育活動を通じて行う。
- ・いじめの構造を理解させ、集団の中にある理不尽・不公平・不公正・利己主義・わがまま・ずるさを排除する。

※重大事態とは・・・

子どもがいじめを受けたことにより、
○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 重大な被害
- ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間に渡り、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。また、児童や保護者から重大事態に至ったという申立てがあるとき。

相当の期間 年間10日以上を目安又は一定の期間連続して欠席している場合。